

継続

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 6 1 号
令 和 8 年 3 月 3 1 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号。以下「改正法」という。別添1)が、令和2年6月10日に公布、施行された。

改正法の内容のうち、交通警察に関係する内容及び対応上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、国土交通省都市局街路交通施設課長から都道府県、政令指定都市駐車場担当部局長に対して、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)」の施行に伴う駐車場整備地区に係る都市計画の決定手続について(技術的助言)」が発出されているので、参考までに添付する(別添2)。

なお、本通達の内容については、国土交通省と協議済みである。

記

1 改正法の内容(交通警察関係)

これまで、都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第3項において、市町村が都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。以下同じ。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないこととされていた。

今般、改正法による都市計画法の一部改正により、市町村が都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないこととされ、町村の都市計画決定における都道府県知事の同意は廃止することとなった。

この点、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条第2項の規定により、駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かななければならないこととされているところ、上記の都市計画法の改正により、駐車場整備地区の都市計画決定に際しての都道府県知事の同意が廃止されたことに伴い、駐車場法上、都道府県知事が市町村に同意しようとする場合の都道府県公安委員会への意見聴取が生じないこととなった。

2 対応上の留意事項

改正法の施行後も、駐車対策において、都道府県及び市町村の駐車担当部局と都道府県公安委員会との間の連携が重要であることに何ら変わることはない。

そのため、別添の技術的助言に記載のとおり、駐車場整備地区に関する都市計画決定を市町村が行う場合、都市計画決定権者である市町村又は当該市町村から協議を受けた都道府県から、都道府県公安委員会に対して、事前に適切に情報を提供し、必要な意見を聴取する機会を設けるなど、引き続き十分な連携が図られるよう努めることとされている。

市町村又は都道府県から当該意見聴取を受けた場合には、当該都市における駐車需要の実態に照らして、駐車場整備地区の範囲及び位置が適切であるかを考慮し、交通管理上必要な意見を申し入れること。

【継続措置状況】

初回発出日：令和2年6月10日
（有効期間：令和8年3月31日）

※ 別添省略